



後期高齢者医療制度 — 被保険者証の送付と負担軽減の申請受付 —

75歳以上
対象

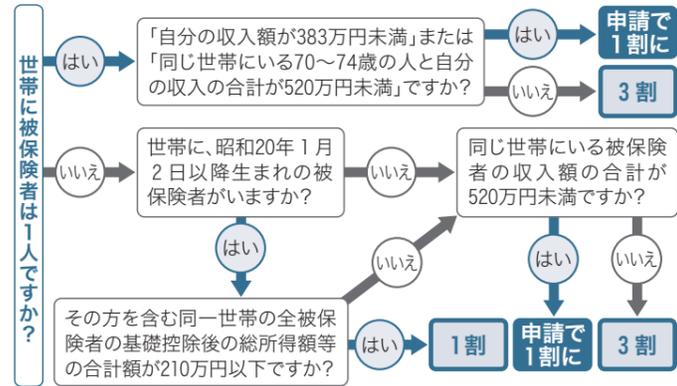
◇ 8月からの被保険者証を送ります

現在交付している被保険者証(びわ色)の有効期限は、7月31日(金)です。7月中に、新しい被保険者証(うぐいす色)を簡易書留郵便で送ります。

8月～来年7月に医療機関で支払う負担割合(1割、3割)は、被保険者証に記載しています。

令和2年度市民税課税所得が、145万円以上の被保険者本人と同じ世帯の被保険者の負担割合は、3割です。

◇ 負担割合が3割の人のうち、次に該当する場合は申請すると1割負担に



※申請には、令和元年中の収入額が分かるもの(確定申告書の控えなど)が必要です

◇ 市民税非課税世帯の人には認定証を交付

入院時に医療機関で提示すると、支払いが限度額までになったり、食事代が減額されたりします。※交付には、申請が必要です

【新しく交付を希望する人】

交付を受けられるのは、次の人です。新たに75歳になる人で、申請可能な人には、申請書を同封していますので、郵送で申請してください。それ以外については、保険年金課の窓口へお越しください。(申請時に必要なものについては、お問い合わせください)

- 住民税非課税世帯の人
- 住民税課税所得が145万円以上690万円未満の人

【既に認定証を持っている人】

7月31日(金)に有効期間が切れます。8月以降も該当する人には、被保険者証と一緒に新しい認定証を送ります。

認定証の適用区分が「区分Ⅱ」の人は、入院日数により、申請すると食事代がさらに減額される場合があります。詳しくは、お問い合わせください。

申・問 保険年金課(1階) ☎561-2358、FAX561-2480
県後期高齢者医療広域連合(大津市) ☎522-3013、FAX522-3023

国民年金保険料免除・猶予の申請受付

経済的な理由などで、国民年金保険料を納付することが困難な場合は、申請をして承認されると、保険料の納付が免除・猶予される制度があります。令和2年度分(7月～来年6月)の手続きは、7月1日(水)から受け付けます。

- 対 免除** 本人・配偶者・世帯主の前年所得が一定額以下の人
- 猶予** 50歳未満で、本人と配偶者の前年所得が一定額以下の人(世帯主の所得は対象外)
- 他** 新型コロナウイルス感染症の影響による、減収を事由とする国民年金保険料免除については、日本年金機構のホームページをご覧ください

申 7月1日(水)～
申・問 保険年金課(1階) ☎561-2367、FAX561-2480
日本年金機構 草津年金事務所(西渋川一) ☎567-2220、FAX562-9638

募集 「アートフェスタくさつ2020」 子どもたちとアート体験を楽しむ協力者・団体

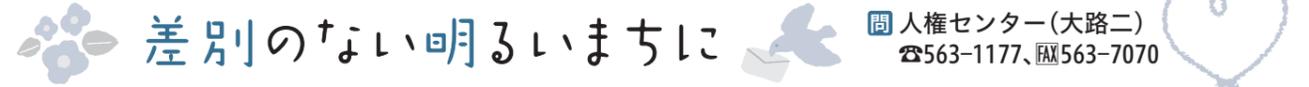
- 子どもやその家族を対象としたアート体験を企画・実施してみませんか。
- ◎ 10月17日(土) 所 市役所、アクアプラザ(市役所噴水広場)など
- 対** 市内在住か通勤・通学していて、美術や写真、書、音楽、生け花、ダンスなどで活動している個人か団体
- 他** ・8月8日(土)の説明会に必ず出席 ・応募状況により出場できない場合あり
- 申 7月17日(金)まで
- 申・問 生涯学習課(6階) ☎561-2428、FAX561-2488

募集 明るい選挙啓発標語・4コマ漫画

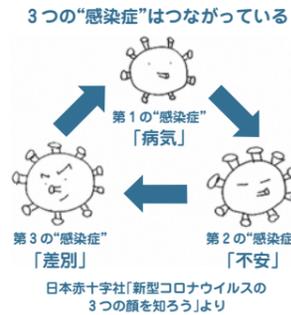
標語 はがきなどに、標語・住所・氏名(ふりがな)・年齢を記入
※応募は1人何点でも可

4コマ漫画 A4サイズ(29.7×21cm)で、作品の裏面右下に、住所・氏名(ふりがな)・年齢を記入。カラー・白黒は不問
※応募は1人1点まで

- 対** 市内在住の人
- 他** 自作で未発表のものに限ります。応募作品は返却しません。作品の著作権は、市選挙管理委員会に帰属し、啓発に使用します
- 申 9月11日(金)まで(必着)に、直接か郵送で
- 申・問 市選挙管理委員会(3階、総務課内) ☎561-2301、FAX561-2483



「新型コロナウイルス感染症」偏見と差別 ～敵はウイルスという意識を～



は、人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、感染者やその家族などを、見える敵とみなして、嫌悪の対象とします。不安が強くなったり、本来の敵で

「3つの『感染症』はつながっている」
第1の顔は「病気」そのものです。このウイルスが体に侵入すれば風邪の症状や、重症化すると肺炎を引き起こすことがあります。第2の顔は「不安や恐れ」です。ウイルスは目に見えず、まだまだ分からないことも多いため、私たちは強い不安や恐れを感じてしまいます。そして第3の顔が「嫌悪・偏見・差別」です。不安や恐れは、人間の生き延びようとする本能を刺激します。そして、感染者やその家族などを、見える敵とみなして、嫌悪の対象とします。不安が強くなったり、本来の敵で

偏見・差別の現状
新型コロナウイルスの感染が広がる中、病気の被害者である感染者や、医療関係者、その家族への偏見・差別が深刻になっていきます。
・感染者のいる家に石が投げ込まれたり、壁に落書きされたりする被害があった。
・医療関係者が感染した病院では、その病院で働く職員や、家族が引越す時に業者からキャンセルされたり、タクシーに乗り拒否されたり、子どもの保育を拒否されたりした。
このように、数多くの人権侵害が起きています。

私たちが向き合う相手、敵はウイルスです。そして、この戦いは全員の協力が必要です。今一度、再認識して冷静な行動を心がけたいものです。

あるウイルスでなく、すり替わった敵に偏見を持つ・差別することで、自分から遠ざけ、つかの間の安心感を得ようとしています。
このように「3つの顔」が負の連鎖でつながり、多くの偏見・差別が生まれているのです。

負の連鎖を断ち、感謝や敬意を
この負の連鎖を断ち切り、偏見や差別を無くすために、私たちに何ができるのでしょうか？
一つ目は、偏見や差別につながる不安に振り回されないことです。新型コロナウイルス感染症に関する悪い情報ばかりにとらわれないか、安心できる相手とつながれているかなど、自分自身の気持ちや、振る舞いを振り返ることが大切です。一つ目は、今、自分ができていることを認めたり、今の状況だからこそ、できることがないか考えたりすることです。
最前線で治療を続けている医療関係者、治療を受けている人やその家族、自宅などで自粛生活をしている人、生活必需品が途切れないよう仕事をしている配達員や販売員など、多くの人がそれぞれの場所で、感染を拡大しないように必死でがんばっています。お互いが敬意を表し、一人一人の生活や行動で、偏見や差別にストッパーをかけましょう。

7月は「社会を明るくする運動」強調月間
～犯罪や非行を防止し、立ち直りを支える地域のチカラ～

この運動が目指すこと

- ① 犯罪や非行を防止し、安全で安心して暮らすことのできる明るい地域社会を築くこと
- ② 犯罪や非行をした人が再び犯罪や非行をしないように、その立ち直りを支えること

問 健康福祉政策課(2階) ☎561-2360、FAX561-2482
(福)社会福祉協議会(青地町) ☎562-0084、FAX566-0377

第52回 草津市人権・同和教育研究大会の中止

8月1日(土)に予定していた今年度の研究大会は、新型コロナウイルス感染症拡大防止のため、中止します。

問 児童生徒支援課(6階) ☎561-6034、FAX561-2488